


# 副食費の助成について

1号認定

認定こども園、新制度幼稚園など（認可外保育施設の利用を除く。）を利用した場合

(クラス年齢) 3歳児～5歳児 (満3歳児も含む) <b>【副食費助成】</b> ※保育料は無償 (0円) 副食費は保育料に含まない				免除		1/2助成 (★1)		1/4助成 (★1)	
1号認定 の場合	世帯年収 (万円)	～270		～360		～680		680～	
	世帯の市民税所得割額	生活保護 世帯	非課税 世帯	市民税所得割額 ～77,100円		市民税所得割額 ～211,200円		市民税所得割額 211,201円～	
	階層区分 (★2)	1	2	3		4		5	

- ※ 階層区分の判定には「市民税所得割額（調整控除を除いた、住宅借入金や寄付等による控除前の税額）」を用います。
- ※ 世帯年収の金額はおおよその目安となります。
- ★1 第2子以降の子どもは全額助成（4,800円上限）
- ★2 1号認定子どもの場合は、1号認定を受けた日から対象となります。

▼ 幼児教育・保育の無償化の対象となる子ども

- ① 3～5歳児
- ② 0～2歳児のうち、住民税非課税世帯

▼ 副食費の免除対象となる子ども（3～5歳児）

- ① 年収360万未満相当の世帯
- ② 年収にかかわらず第3子以降（多子減免の扱いに同じ）